

発航前検査チェックリスト

発航前検査は、船長の義務です。
発航前の検査義務違反は行政処分の対象となります。



エンジン始動前の検査

船体の検査

- 船体に亀裂や破口はないですか。
- エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないですか。



エンジンの検査

- 航海計画に見合った燃料は十分にありますか。
- 燃料コック（バルブ）は開いていますか。
燃料フィルターやセゼンジャー（油水分離器）にゴミや水分の混入はないですか。
- エンジンオイル（潤滑油）の量は十分ですか。
- 冷却清水の量は十分ですか。
- バッテリーの液量は十分ですか。また、ターミナルは十分締め付けられていますか。



救命設備等その他の検査

- ライフジャケットを着用しましたか。
- 通信手段の充電量、予備バッテリーを確認しましたか。
- 気象・海象情報、水路情報は確認しましたか。



エンジン始動後の検査

エンジンの状態確認

- 回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計または電圧計は正常値を指していますか。
- 冷却用の海水は通常どおりの量及び勢いで排出されていますか。
- エンジンから異常な音や臭いは出ていますか。



©2014 JMRA/KAZI

もし事故が発生した時は？

事故が発生したら、直ちに人命・船舶の救助を行うとともに、海上保安庁（118番）、付近の船舶などへ以下の項目について連絡してください。
自船（乗船者）に緊急事態が発生していることを周りに知らせることが重要です。

- 通報者の名前
- 船名、船種、乗船人数、船体の特徴
- どのような事故か
- 今通報している以外に利用できる連絡手段
- （衝突、転覆、急病、海中転落など）
- 船舶の状況及び実施した措置
- 事故発生場所（通報場所）はどこか
- その他参考事項
- （場所が不明な場合、出航場所及び事故発生場所への航行時間等）
- 傷病者の人数、傷病の状況及び実施した措置
- スマートフォンで「位置情報ON」で118番通報すると、位置を海上保安庁で確認でき、速やかな救助に繋がります。



小型船舶操縦者の遵守事項

小型船舶操縦者（船長）の遵守事項が法令で定められています。

■ 酒酔い等操縦の禁止

飲酒などの影響により正常な操縦ができないおそれのある状態での操縦の禁止

■ 危険操縦の禁止

遊泳者などに危険を及ぼすおそれのある操縦や遊泳者などの付近で急旋回や縫航する操縦の禁止

■ 免許者の自己操縦

水上オートバイを操船する場合や港則法の港内などを航行する場合は免許者が直接操船

■ 救命胴衣の着用

水上オートバイに乗船する者、満12歳未満の子供、単独乗船の漁船で漁労作業をする者、暴露甲板に乗船している者は原則着用義務

■ 適切な見張りの実施

視覚、聴覚及び状況に適した他の全て手段により常時適切な見張りを確保すること

■ 発航前検査の実施

燃料及び潤滑油の量、船体、機関及び救命設備の点検、気象情報の収集など

■ 事故時の人命救助

赤字記載の遵守事項に違反すると、業務停止などの行政処分の対象となる場合があります。



第二管区海上保安本部
青森海上保安部



小型船舶を運航する皆様へ

安全のために
必ず行ってください！

普段から

- ・適切なメンテナンスや定期的な業者点検※交換時期や点検整備記録表などについて、見開き2、3頁をご活用ください。
- ・搭載機関や機器類などの取扱いの習熟

海に出る前に

- ・気象海象や工事作業などを確認「海の安全情報」などで確認しましょう。
※提供する情報は見開き4頁をごらんください。
- ・発航前検査の確実な実施機関や燃料などを点検しましょう。
※裏面5頁のチェックリストをご活用ください。

- ・連絡手段の確保スマートフォンの場合は防水型を使うか防水ケースに入れ、通話エリア、電池残量を確認しましょう。
- ・救助支援者の確保など仲間やマリーナなどの艇による救助体制を確保するとともに、家族やマリーナなどに入港時刻

海に出たら

- ・常時適切な見張り自船の位置、他船の動向や周囲の状況などを常に把握しましょう。
- ・救命胴衣の着用体に合わせて調整し、ファスナーとバックルをきちんと留めましょう。
- ・海中転落に注意万一海中転落してもすぐ船上に上がれるように縄梯子などを備えましょう。

定期交換時期

*以下は目安です。取扱説明書でご確認ください

共通

海水ポンプインペラ	1年毎	防食亜鉛	半減したら交換
バッテリー	3年毎	コントロールケーブル	2年~5年毎
船外機			
燃料フィルタ エレメント	200時間or2年毎	燃料フィルタ エレメント	600時間毎
エンジンオイル	100時間or6カ月毎	エンジンオイル	200時間毎
オイルフィルタ エレメント	200時間or2年毎	オイルフィルタ エレメント	200時間毎
ギヤオイル	100時間or6カ月毎	冷却水	600時間毎
スパークプラグ	200時間or1年毎	Vベルト	亀裂・摩耗等

船内機

燃料フィルタ エレメント	200時間or2年毎
エンジンオイル	100時間or6カ月毎
オイルフィルタ エレメント	200時間or2年毎
ギヤオイル	100時間or6カ月毎
スパークプラグ	200時間or1年毎

主な点検箇所

燃料油系

- 燃料管の亀裂や損傷の有無を点検しましょう
- 燃料フィルタは、使用していると不純物が付着するので点検し、必要があれば交換しましょう



冷却水系

- 各所に取付けられた防食亜鉛の状態を点検しましょう
- 冷却海水の排水量が少ない場合、インペラが損傷している可能性があるので、点検しましょう



電気系

- バッテリーの電圧、液量、端子の綿付状況を点検しましょう
- スパークプラグは使用しているとスラッジなどが付着するので点検し、必要があれば交換しましょう



潤滑油系

- オイルフィルタが汚れていないか点検しましょう
- オイルは使用していると量が減り、色が黒くなるので点検し、必要があれば交換しましょう



※定期的に専門業者による点検整備を行いましょう。

点検整備記録

船体・機関の状況を把握するために点検整備後、下表に記載し、船舶検査手帳と一緒に大切に保管しましょう。また、整備事業者による点検を受けた際は整備記録等もあわせて保管しましょう。

実施年月日	整備作業実施者	点検整備概要	事業者作成 整備記録等
(例) R7.4.1	ポートショップ〇〇	主機関消耗品交換	○有・無
			有・無

交換部品記録

品名	交換時期	①実施済/次回	②実施済/次回	③実施済/次回
(例) エンジンオイル	100時間	R6.3.10/R7.6.1	/	/

※交換時期の欄にメーカーが推奨する時間を記入してください。
※交換方法は、搭載機関の取扱説明書を確認してください。

海の安全情報

海上保安庁が提供する「海の安全情報」では、ホームページ、電子メール、テレフォンサービス（気象現況のみ）で、次の情報を提供しています。

1 緊急情報

地震、津波、台風の接近に伴う港内における避難勧告、海難に関する情報、船舶の航行の制限・禁止に関する情報など

2 海上安全情報

海上工事・行事による交通規制情報など

3 気象警報・注意報など

気象庁が発表する気象警報・注意報など

4 気象現況

日本沿岸の灯台等で観測した気象情報（風向、風速、気圧、波高）(30分ごとに更新)

※気圧、波高は一部の灯台等で観測

青森海上保安部テレフォンサービス

017-731-2177 (艦作埼～尻屋崎の各灯台)

017-721-1846 (尻屋崎～艦作埼の各灯台)

5 ライブカメラ

全国各地の航路標識等に設置したカメラで動画・画像をご覧いただけます。

※青森県では、龍飛埼、尻屋崎、八戸に設置されています。



「海の安全情報」のスマートフォンサイトはこのQRコードから。
※パソコンサイト、携帯電話用のサイトは検索してください。

メール配信についてはこのQRコードから必要な登録や設定を行ってください。

※詳細は表示される画面でご確認ください。

